

社労士トレイン

<2020年 合格目標>

社会保険労務士試験対策

労働保険料徴収法

全問題と解答解説



社会保険労務士試験 対策アプリ

App Storeにて 好評提供中!



社労士トレイン



<主な特徴>

- 平成元年以降に出題された過去約30年分の過去問を徹底的に分析し、最新の出題傾向に合わせた予想問題を出題
- 条文順に問題を解くパネル式と、ランダムに問題を解くシャッフル式の二種類の出題形式を選択可能
- 科目ごとに正解数や正答率が一覧表示されるため、現在の知識レベルや苦手科目の確認が容易
- 問題文を120文字以内に制限しているため、出題の意図や要点の把握がしやすく、テンポよく解答が可能
- 挑戦数や正解数に応じて社会保険労務士会員徽章を模した「SRバッジ」が表示され、モチベーションのアップを後押し

■ 労働保険料徴収法

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
1	賃金に算入すべき通貨以外の もので支払われる賃金の範囲 は、食事、被服及び住居の利益 のほか、都道府県労働局長の定 めるところによる。	×	都道府県労働局長ではなく、 「所轄労働基準監督署長又は 所轄公共職業安定所長」であ る。 (則 3 条)	2 条 2 項
2	労災保険の適用事業の事業主 については、その者が労働保険 の保険関係の成立の届出をし、 厚生労働大臣の認可があった 日に、その事業につき労災保険 に係る労働保険の保険関係が 成立する。	×	厚生労働大臣の認可があった 日ではなく、「その事業が開始 された日」である。なお、労働 保険の保険関係の成立の届出 は、保険関係が成立した日から 10 日以内に行う。	3 条
3	労災保険暫定任意適用事業の 事業主については、その者が労 働者災害補償保険の加入の申 請をし、厚生労働大臣の認可が あった日に、その事業につき労 災保険に係る労働保険の保険 関係が成立する。	○	適切である。 (整備法 5 条 1 項)	3 条
4	労災保険暫定任意適用事業の 事業主は、その事業に使用され る労働者（船員保険の被保険者 を除く。）の 3 分の 2 以上が希 望するときは、労働者災害補償 保険の加入の申請をしなければ ならない。	×	3 分の 2 以上ではなく、「過半 数」である。 (整備法 5 条 2 項)	3 条
5	労災保険の適用事業に該当す る事業が労災保険暫定任意適 用事業に該当するに至ったと きは、その日に、労働者災害補 償保険の加入に係る厚生労働 大臣の認可があったものとみ なされる。	×	その日ではなく、「その翌日」で ある。 (整備法 5 条 3 項)	3 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
6	雇用保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立する。	○	適切である。	4 条
7	雇用保険暫定任意適用事業の事業主による雇用保険の加入の申請は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ行うことができない。	○	適切である。なお、雇用保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、その事業につき雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立する。 (法附則2条1項、2項)	4 条
8	雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の3分の2以上が希望するときは、雇用保険の加入の申請をしなければならない。	×	3分の2以上ではなく、「2分の1」以上である。 (法附則2条3項)	4 条
9	雇用保険の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、雇用保険の加入に係る厚生労働大臣の認可があったものとみなされる。	○	適切である。 (法附則2条4項)	4 条
10	労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から50日以内に、保険関係の成立の届出を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。	×	50日以内ではなく、「10日」以内である。	4 条の 2 第 1 項
11	労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票を見やすい場所に掲げなければならない。	○	適切である。 (則77条)	4 条の 2 第 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
12	事業主は、保険関係の成立の届出により届け出た事項のうち、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に所定事項を記載した届書を提出しなければならない。	○	適切である。 (則5条2項)	4条の2 第2項
13	労働保険の保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。	○	適切である。	5条
14	労災保険暫定任意適用事業については、事業主が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての保険関係が消滅するが、当該申請は、その事業に使用される労働者の過半数の同意があれば、直ちに行うことができる。	×	労災保険に係る保険関係が成立した後1年を経過していなければ行うことができない。 (整備法8条2項1号、2号)	5条
15	雇用保険暫定任意適用事業については、事業主が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての保険関係が消滅するが、当該申請は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ行うことができない。	×	2分の1以上ではなく、「4分の3以上」である。 (法附則4条)	5条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
16	二以上の事業について、概算保険料の額が240万円未満であり、かつ、建設の事業にあっては、請負金額が1億8千万円未満である場合であって、他の所定の要件に該当する場合には、徴収法の規定の適用については、その全部を一の事業とみなすとされている。	×	240万円未満ではなく、「160万円」未満である。 (則6条1項)	7条
17	労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業のうち、建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とするとされている。	○	適切である。 (則7条)	8条1項
18	請負事業の一括の場合において、下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に所定の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。	○	適切である。なお、やむを得ない理由により、期限内に申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であっても提出することができる」とされている。 (則8条)	8条2項
19	事業主が二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をする場合、事業主が同一人であれば、それぞれの事業が事業の種類を同じくしている必要はない。	×	いわゆる継続事業の一括を申請するためには、事業主が同一人であることに加え、それぞれの事業が事業の種類を同じくすることが要件の一つとされている。 (則10条1項2号)	9条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
20	継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、所定の事項を記載した申請書を、継続事業の一括の規定による指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	○	適切である。 (則 10 条 2 項)	9 条
21	継続事業の一括の認可を受けた事業主は、指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があったときは、変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内に指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に所定の届書を提出しなければならない。	×	変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内ではなく、「遅滞なく」である。 (則 10 条 4 項)	9 条
22	政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため、一般保険料、特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を徴収する。	○	適切である。	10 条
23	一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額とは、事業主が、その事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう、とされているが、当該賃金総額から雇用保険の日雇労働被保険者に支払う賃金は除かれている。	×	雇用保険の日雇労働被保険者に支払う賃金も含まれる。	11 条 2 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
24	労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している請負による建設の事業の賃金総額については、請負金額に徴収法施行規則別表第二に掲げる労務費率を乗じて得た額とする特例がある。	○	適切である。 (則 12 条 1 号、則 13 条 1 項)	11 条 3 項
25	立木の伐採の事業及び水産動植物の採捕又は養殖の事業の賃金総額については、厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額とする特例がある。	×	本問の特例は、「造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）」及び水産動植物の採捕又は養殖の事業についてのものである。立木の伐採の事業は、これらの事業から除かれている。 (則 12 条、則 15 条)	11 条 3 項
26	労災保険率は、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされている。	○	適切である。	12 条 2 項
27	連続する 3 保険年度中の各保険年度において、一括有期事業である建設の事業又は立木の伐採の事業であって、当該保険年度の確定保険料の額が 30 万円以上であるものは、継続事業のメリット制の適用を受けることができる。	×	30 万円以上ではなく、「40 万円」以上である。 (則 17 条 3 項)	12 条 3 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
28	継続事業のメリット制適用の要件の一つとして、連続する3保険年度間における収支率が100分の85を超え、又は100分75以下であることが必要である。	○	適切である。	12条3項
29	メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第3種特別加入者に係る保険給付の額も含まれる。	×	第3種特別加入者に係る保険給付の額は除かれている。 (則18条の2)	12条3項
30	第1種特別加入保険料率は、第1種特別加入者に係る事業についての一般保険料に係る労災保険率と同一の率から厚生労働大臣の定める率(ただし、現在は「0」)を減じた率とされている。	○	適切である。なお、メリット制の適用がある場合には、メリット制適用後の率と同一の率から厚生労働大臣の定める率(ただし、現在は「0」)を減じた率とされている。 (則21条の2)	13条
31	第2種特別加入保険料率は、徴収法施行規則別表第5において、事業又は作業の種類に応じて1,000分の52から1,000分の3までの間で定められている。	○	適切である。 (則23条)	14条
32	第3種特別加入保険料率は、現在、一律で1,000分の5とされている。	×	1,000分の5ではなく、「1,000分の3」である。 (則23条の3)	14条の2
33	事業主は、保険年度の途中に保険関係が成立したものを除き、保険年度ごとに、労働保険料を所定の事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の6月1日から50日以内に納付しなければならない。	×	50日以内ではなく、「40日」以内である。なお、保険年度の途中に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内に納付しなければならない。	15条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
34	概算保険料として納付すべき一般保険料の額は、その保険年度に使用するすべての労働者の賃金総額の見込額が、直前の保険年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下である場合には、直前の保険年度の賃金総額を用いて計算する。	○	適切である。 (則 24 条 1 項)	15 条 1 項 1 号
35	概算保険料の算定にあたり、その保険年度に使用するすべての労働者の賃金総額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。	×	100円未満ではなく、「1,000円未満」である。	15 条 1 項 1 号
36	有期事業の事業主は、労働保険料を、所定の事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日の属する月の翌月10日までに納付しなければならない。	×	保険関係が成立した日の属する月の翌月10日までにではなく、保険関係が成立した日から「20日」以内に納付しなければならない。	15 条 2 項
37	事業主は、納付した労働保険料の額が政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した保険料の額がないときは政府の決定した保険料を、その通知を受けた日から15日以内に納付しなければならない。	○	適切である。	15 条 4 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
38	事業主は、賃金総額等の見込額が増加した場合において、増加後の保険料算定基礎額の見込額が、増加前の保険料算定基礎額の見込額の100分の200を超えるときは、その日から30日以内に、増加概算保険料を納付しなければならない。	×	本問の要件に加え、「増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料と既に納付した概算保険料との差額が13万円以上である」ときに、増加概算保険料を納付しなければならない。 (則 25 条 1 項)	16 条
39	政府は、一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。	○	適切である。	17 条 1 項
40	所轄都道府県労働局歳入徴収官は、労働保険料を追加徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して14日を経過した日をその納期限と定め、事業主に通知しなければならない。	×	14日ではなく、「30日」である。 (則 26 条)	17 条 2 項
41	有期事業以外の事業の事業主は、納付すべき概算保険料の額が40万円以上である場合又は労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合には、概算保険料申告書を提出する際に申請することにより概算保険料を延納することができる。	○	適切である。なお、労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、納付すべき概算保険料の額は40万円以上ではなく、20万円以上とされている。 (則 27 条 1 項)	18 条

No.	問 題	答 え	解 説	該 当 条 文
42	延納の申請をした事業主は、概算保険料を、4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年3月31日までの各期に分けて納付することができる。	○	適切である。 (則 27 条 1 項)	18 条
43	6月1日から9月31日までに保険関係が成立した事業について、延納の申請をする場合には、保険関係成立の日から10月31日までが最初の期とされる。	×	10月31日ではなく、11月30日である。	18 条
44	有期事業の事業主は、納付すべき概算保険料の額が75万円以上である場合又は労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合には、事業の期間に関わらず、概算保険料申告書を提出する際に申請することにより概算保険料を延納することができる。	×	事業の期間に関わらず、が誤り。「事業の全期間が6月以内のもの」は除かれている。	18 条
45	概算保険料の延納をする事業主は、概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をした場合には、増加概算保険料を延納することができるが、増加概算保険料の延納を申請できるのは、当初の概算保険料について延納がなされていた場合に限られる。	○	適切である。 (則 30 条 1 項)	18 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
46	保険料率の引上げによる概算保険料の追加徴収については、延納することができない。	×	概算保険料の延納をする事業主は、追加徴収の通知により指定された期限までに延納の申請をすることにより、追加徴収により納付すべき概算保険料を延納することができる。 (則 31 条)	18 条
47	事業主は、保険年度の途中で保険関係が消滅したものを除き、保険年度ごとに、労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の 4 月 1 日から 4 0 日以内に提出しなければならない。	×	4 月 1 日からではなく、「6 月 1 日」からである。なお、保険年度の途中で保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が成立した日から 5 0 日以内に提出しなければならない。	19 条 1 項
48	納付すべき確定保険料がない場合における確定保険料申告書については、日本銀行(本店、支店及び代理店等)を經由して提出することができない。	○	適切である。 (則 38 条 2 項 4 号)	19 条 1 項
49	労働保険料の還付の請求は、所定の事項を記載した請求書を官署支出官又は所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することによって行わなければならない。	×	所轄都道府県労働局歳入徴収官ではなく、所轄都道府県労働局「資金前渡官吏」である。 (則 36 条 2 項)	19 条 6 項
50	事業主による労働保険料の還付の請求がない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該超過額を、次の保険年度の概算保険料若しくは未納の労働保険料その他徴収法の規定による徴収金又は未納の一般拠出金等に充当するものとされている。	○	適切である。 (則 37 条 1 項)	19 条 6 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
51	所轄都道府県労働局歳入徴収官は、有期事業のメリット制の適用により確定保険料の額を引き上げた場合の差額を徴収しようとするときは、通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納期限と定め、事業主に納付書によって通知しなければならない。	×	納付書ではなく、「納入告知書」である。 (則 35 条 4 項、則 38 条 5 項)	20 条 3 項
52	政府が、確定保険料の額を認定決定した場合には、その納付すべき額 (その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。) に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額の追徴金が徴収される。	○	適切である。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、認定決定による確定保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。	21 条 1 項
53	政府は、認定決定により納付すべき確定保険料又はその不足額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、追徴金を徴収しない。	○	適切である。	21 条 2 項
54	口座振替によって行うことができる納付は、納付書によって行われる概算保険料 (延納を含む。) 及び確定保険料の申告に伴う労働保険料又はその不足額の納付に限られており、増加概算保険料を口座振替によって納付することはできない。	○	適切である。 (則 38 条の 4)	21 条の 2 第 1 項
55	賃金日額が 1 1, 3 0 0 円以上の者に係る印紙保険料の額は、日雇労働被保険者 1 人につき、1 日当たり 1 9 6 円である。	×	1 9 6 円ではなく、「1 7 6 円」である。	22 条 1 項 1 号

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
56	事業主は、雇用保険印紙の消印に使用すべき認印の印影をあらかじめ所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。	○	適切である。 (則 40 条 2 項)	23 条 2 項
57	雇用保険印紙購入通帳は、その交付の日の翌日から 1 年間に限り、その効力を有する。	×	交付の日の翌日から 1 年間ではなく、「交付の日の属する保険年度」に限り、その効力を有するとされている。 (則 42 条 2 項)	23 条 2 項
58	雇用保険印紙が変更された場合に係る買戻しの申し出は、雇用保険印紙が変更された日から 1 年間とされている。	×	1 年間ではなく、「6 月間」である。 (則 43 条 2 項 3 号)	23 条 2 項
59	雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月 10 日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。	×	翌月 10 日までではなく、「翌月末日」までである。 (則 54 条)	23 条 2 項
60	事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、政府は、認定決定した印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の 100 分の 20 に相当する額の追徴金を徴収する。	×	100 分の 20 ではなく、「100 分の 25」である。	25 条 2 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
61	労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならないが、当該期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。	○	適切である。	27条2項
62	事業主が、追徴金について、督促状による納付の督促を受けたにもかかわらず、督促状に指定する期限までに当該追徴金を納付しないときは、当該追徴金の額につき国税滞納処分の例によって処分されることはあるが、延滞金が徴収されることはない。	○	適切である。追徴金は、労働保険料には該当しないため、延滞金が徴収されることはない。 (法28条1項)	27条3項
63	政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、督促状を発した日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。	×	督促状を発した日の翌日ではなく、「納期限の翌日」からである。なお、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合で計算する。	28条1項
64	督促状に指定した期限までに労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を完納したときは、延滞金は徴収されない。	○	適切である。	28条5項 1号

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
65	納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したときは、督促状を発送した日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収される。	×	納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したときは、延滞金は徴収されない。	28条5項 2号
66	日雇労働被保険者は、印紙保険料の額の2分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するものとされている。	○	適切である。	31条2項
67	事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を当該賃金から控除することができるものとされている。	○	適切である。 (則60条)	32条1項
68	常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人)を超える数の労働者を使用する事業主は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができない。	○	適切である。 (則62条2項)	33条1項
69	事業主の団体又はその連合団体が、労働保険事務組合の業務を行おうとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	×	厚生労働大臣の「認可」を受けなければならない。	33条2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
70	労働保険事務組合は、労働保険事務組合の認可申請書に記載された事項に変更を生じた場合には、その変更があった日の翌日から起算して10日以内に、その旨を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。	×	10日以内ではなく、「14日以内」である。	33条2項
71	労働保険事務組合は、業務を廃止しようとするときは、30日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	×	30日前ではなく、「60日前」である。	33条3項
72	労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取り消しがあったときは、その旨を、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に通知しなければならない。	○	適切である。 (則 67 条 2 項)	33 条 4 項
73	政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることはできない。	×	これを労働保険事務組合に対してすることが「できる」とされている。なお、本問の場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなすとされている。	34 条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
74	労働保険事務の処理の委託に基づき、事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされている。	○	適切である。	35条1項
75	労働保険関係法令の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされている。	○	適切である。	35条2項
76	政府は、労働保険事務組合が納付すべき徴収金について、督促状により指定された期限までに当該徴収金を納付しないときは、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に連帯して納付させることができる。	×	本問の場合には、当該労働保険事務組合に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主から徴収することができる。とされている。	35条3項
77	労働保険事務組合が虚偽の報告又は証明をしたため、労災保険の保険給付又は雇用保険の失業等給付が行われたものであるときは、政府は、その労働保険事務組合に対し、保険給付を受けた者と連帯して不正受給に係る徴収金を納付すべきことを命ずることができる。	○	適切である。	35条4項

No.	問 題	答 え	解 説	該 当 条 文
78	事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、徴収法又は徴収法施行規則による書類を、その完結の日から2年間（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては、4年間）保存しなければならない。	×	2年間ではなく、「3年間」である。 (則 72 条)	36 条
79	都道府県及び市町村の行う事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法が適用される。	○	適切である。	39 条 1 項
80	労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。	×	3年ではなく、「2年」である。	41 条 1 項

<2020 年合格目標>

社会保険労務士試験対策（労働保険料徴収法） 全問題と解答解説

令和2年5月25日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

info@goodjobandcareer.net

定価（本体 500 円＋税）